

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月15日
【会社名】	KNT - CTホールディングス株式会社
【英訳名】	KNT-CT Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 米田 昭正
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
【電話番号】	03(5325)8522(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 伊藤 浩一
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
【電話番号】	03(5325)8522(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 伊藤 浩一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社子会社の近畿日本ツーリスト株式会社（以下「KNT」といいます。）に対して、控訴に関する訴状の送達を受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当社子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称	近畿日本ツーリスト株式会社
住所	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
代表者の氏名	高浦 雅彦

(2) 控訴の提起があった年月日

控訴年月日	2022年2月9日（東京高等裁判所）
控訴状送達日	2022年3月10日

(3) 控訴を提起した者の名称及び住所

名称	音楽事務所を営営する個人
住所	東京都

(4) 控訴の内容及び損害賠償請求金額

KNTは、音楽事務所を営営する訴訟提起人と共同で、イタリア国内での音楽鑑賞ツアーを2018年9月から10月に実施いたしました。訴訟提起人との間で販売代金の分配、費用の負担方法等について最終合意できなかったため、訴訟提起人から精算金等12,450,708円の支払いを求める訴訟を提起されておりました。東京地方裁判所（第一審）は、KNTに対し旅行精算金2,158,300円およびこれに対する遅延損害金を支払うよう言い渡しましたが、控訴人は、この判決を不服として原判決敗訴部分の取消しならびにKNTに対し10,292,408円およびこれに対する遅延損害金の支払命令を内容とする判決を求める控訴を提起したものであります。

以 上